



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 5 号 の 2

令和3年(2021年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ | | |
|-----------------------------------|------------|--|------------|
| ● 条 例 | | ○金沢市学校給食費条例 | (教育総務課) 20 |
| ○金沢市公文書等の管理に関する条例 | | ○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 | (行政経営課) 21 |
| | (文書法制課) 1 | ○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例の一部を改正する条例 | (情報政策課) 22 |
| ○金沢未来のまち創造館条例 | (産業政策課) 11 | ○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 | (人 事 課) 22 |
| ○金沢市における市民と動物が共生する社会の 推進に関する条例 | (衛生指導課) 15 | | |

条 例

金沢市公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第2号

金沢市公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 行政文書の管理(第4条—第11条)
- 第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第12条—第29条)
- 第4章 金沢市公文書等管理委員会(第30条—第37条)
- 第5章 雑則(第38条—第40条)
- 第6章 罰則(第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の諸活動の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定歴史公文書等

(3) 本市の図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、行政文書その他の文書のうち、歴史資料として重要な文書として、市長が別に定める基準に適合するものをいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 第8条第1項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第2項の規定により市長に移管されたもの

(2) 法人その他の団体（実施機関を除く。以下「法人等」という。）又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 行政文書

(2) 特定歴史公文書等

（他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

（文書の作成）

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

（整理）

第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限るものとする。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、

保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。この場合において、実施機関が簿冊について設定する保存期間及び保存期間の満了する日は、当該簿冊にまとめられた行政文書の保存期間及び保存期間の満了する日とする。

4 実施機関は、職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。

5 実施機関は、簿冊及び単独で管理している行政文書（以下「簿冊等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては引き続き保存の措置（市長以外の実施機関については市長への移管の措置）を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第6条 実施機関は、簿冊等について、当該簿冊等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（簿冊等管理台帳）

第7条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、規則その他の規程で定めるところにより、簿冊等の目録（以下「簿冊等管理台帳」という。）を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（保存期間が満了したときの措置）

第8条 市長は、保存期間が満了した簿冊等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、特定歴史公文書等として引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

3 市長以外の実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により引き続き保存し、又は第2項の規定により市長に移管する簿冊等について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 市長は、簿冊等について特に保存の必要があると認める場合には、当該簿冊等を保有する実施機関に対し、当該簿冊等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

（管理状況の公表）

第9条 市長以外の実施機関は、行政文書の管理状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、実施機関における行政文書の管理状況を取りまとめ、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(行政文書管理規程)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規程には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 作成に関する事項

(2) 整理に関する事項

(3) 保存に関する事項

(4) 簿冊等管理台帳に関する事項

(5) 移管又は廃棄に関する事項

(6) 管理状況の報告に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、行政文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(出資法人の文書の管理)

第11条 本市が出資する法人であって、市長の定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人が保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第12条 市長は、特定歴史公文書等について、第27条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、特定歴史公文書等に金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第2条第2号に規定する個人情報記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第13条 市長は、特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求（以下「利用請求」という。）があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条第1号に掲げる情報

イ 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条第3号又は第6号ア若しくはオに掲げる情報

エ 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条第4号に掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長が当該原本を現に使用している場合

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからエまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第14条 市長は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の手続）

第15条 利用請求は、市長に対し、規則に定める事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を提出してしなければならない。

2 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求に対する決定等）

第16条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第17条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第2項の規定によ

り補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 市長は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、利用請求があつた日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(利用決定等の期限の特例)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用をさせる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面等により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、特定歴史公文書等であつて第13条第1項第1号エに該当するものとして第8条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第20条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第21条 写しの交付の方法により特定歴史公文書等を利用する者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求及び委員会への諮問)

第23条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第30条第1項に規定する金沢市公文書等管理委員会(以下この章において「委員会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第24条 第19条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(利用の促進)

第25条 市長は、特定歴史公文書等(第13条の規定により利用させることができるものに

限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第26条 特定歴史公文書等を作成し、又は取得した実施機関が、市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第13条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第27条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書を廃棄するときは、あらかじめ、委員会に諮問しなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第28条 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表するものとする。

(利用等規則)

第29条 市長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第12条から第21条まで及び第25条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定めを設けなければならない。

第4章 金沢市公文書等管理委員会

(委員会の設置等)

第30条 公文書等の管理を適正かつ効率的に行うため、金沢市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて公文書等の管理に関する重要事項について調査審議する。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の調査権限等)

第31条 委員会は、第23条第1項の規定により諮問された事項を調査するために必要であると認めるときは、市長に対し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 市長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、市長に対し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請

求人、参加人又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第32条 委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 委員会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（委員による調査手続）

第33条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第31条第1項の規定により提示された特定歴史公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第34条 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 委員会は、第32条第4項の規定による送付をし、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付、閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

（答申書の送付）

第35条 委員会は、第23条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（調査審議手続の非公開）

第36条 第23条第1項の規定による諮問に基づき行う委員会の調査審議の手続は、公開しない。

2 委員は、前項の規定に基づき公開しないとされた委員会の調査審議の手續において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(資料の提出等の求め)

第37条 委員会は、その所掌事項（第23条第1項の規定による諮問に係る事項を除く。）を遂行するため必要があると認める場合には、市長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第5章 雑則

(市長の調整)

第38条 市長は、この条例を実施するため特に必要があると認める場合には、行政文書の管理について、他の実施機関に対し、資料の提出若しくは報告を求め、又は助言をすることができる。

(研修)

第39条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効率的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 市長は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第41条 第36条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、第6章及び次条第2項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第5条から第9条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した行政文書（以下「施行前行政文書」という。）の管理については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 実施機関は、施行前行政文書のうち実施機関が定めるところにより保存期間が設定されているものの保存期間が満了したものについて、歴史公文書等に該当すると認めるものにあつては、第8条第1項、第2項及び第4項の規定の例により、引き続き保存し、又は移管しなければならない。この場合において、当該保存され、又は移管された施行前行政文書は、特定歴史公文書等とみなす。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「もの」の次に「（イに掲げるものを除く。）」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 金沢市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第2号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等

金沢未来のまち創造館条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第3号

金沢未来のまち創造館条例

（目的及び設置）

第1条 本市は、最先端技術を活用して新たなビジネスを展開する者及び金沢固有の文化である食と工芸に付加価値を生み出す者を支援するとともに、独創的で卓越した知識及び技能を持つ子どもを育成することにより、新たな産業の創出及び未来で活躍する人材の輩出を図り、もって本市産業の振興に資するため、創造館を設置する。

（名称、位置等）

第2条 創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢未来のまち創造館
- (2) 位置 金沢市野町3丁目11番1号

2 金沢未来のまち創造館（以下「創造館」という。）に、オフィス、シェアオフィス、研究室、多目的室、調理室その他の施設を置く。

（事業）

第3条 創造館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 最先端技術を活用して新たなビジネスを展開する者及び食と工芸に付加価値を生み出す者を支援するための事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 最先端技術の活用に関する研究及び最先端技術を活用する人材の育成に関すること。
- (3) 食と工芸に付加価値を生み出すための研究に関すること。
- (4) 独創的で卓越した知識及び技能を持つ子どもを育成するための事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 異なる業種間の交流及び企業と教育研究機関との連携に関すること。
- (6) 創造館の施設及び設備の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（職員）

第4条 創造館に、館長その他必要な職員を置く。

（オフィス等の使用時間）

第5条 創造館のオフィス、シェアオフィス及び研究室（以下「オフィス等」という。）は、第9条の規定による当該オフィス等の使用の承認の期間中において常時使用することができる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時にその使用することができる時間を制限することができる。

（オフィス等以外の施設の開館時間）

第6条 オフィス等以外の施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(オフィス等以外の施設の休館日)

第7条 オフィス等以外の施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(オフィス等の使用の対象者)

第8条 創造館のオフィス及びシェアオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 新たに事業を行おうとする者、事業を開始してから3年未満である者又は既存の事業を行っている者で新分野に進出しようとするもの

(2) その事業が最先端技術を活用して新たなビジネスを展開するもの、食と工芸に付加価値を生み出すものその他これらに類するものである者

2 創造館の研究室を使用することができる者は、企業、個人事業主、大学等のうち、前項第2号に該当する者とする。

(使用の承認)

第9条 オフィス等並びに創造館の多目的室及び調理室(以下「多目的室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 前項の使用の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、オフィス等の使用の承認にあっては、前項の規定による申請をした者の中から、規則で定めるところにより、適当と認める者に対し、当該使用の承認をするものとする。

4 市長は、第1項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(オフィス等に係る使用の承認期間)

第10条 オフィス等に係る前条第1項の使用の承認の期間は、1年以内とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該オフィス等の使用の承認を受けた者の申請により、前項の使用の承認に係る期間を更新することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により使用させた期間と通算してオフィス及びシェアオフィスは3年、研究室は5年を超えることができない。

(使用の承認の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、オフィス等及び多目的室等の使用を承認しないものとする。

(1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第12条 市長は、第9条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号(使用者のうち、多目的室等の使用の承認を受けた者にあつては、第4号

を除く。)のいずれかに該当するときは、オフィス等及び多目的室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。
- (4) オフィス等の使用料を3月分以上滞納したとき。

(使用料)

第13条 使用者のうち、オフィス等の使用の承認を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、使用する月ごとに、当該月の分を当該月の前月の25日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日の直後の日曜日等以外の日)までに前納しなければならない。ただし、オフィス等の使用の承認に係る期間の初日の属する月の分の使用料は、当該使用の承認の際、前納しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、相当の理由があると認めるときは、第1項に規定する使用料の全部又は一部を後納させることができる。

第14条 使用者のうち、多目的室等の使用の承認を受けた者は、別表第2に定める使用料を、使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、第13条第1項又は前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)を減免することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第17条 創造館を利用する者は、創造館の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 オフィス等及び多目的室等の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第13条関係)

オフィス等の使用料

- 1 基本使用料

| 区 分 | 使用の単位 | 金 額 |
|---------|-------|---------|
| オフィス 1 | 1 月 | 40,000円 |
| オフィス 2 | 1 月 | 40,000円 |
| オフィス 3 | 1 月 | 16,750円 |
| オフィス 4 | 1 月 | 16,750円 |
| オフィス 5 | 1 月 | 16,750円 |
| オフィス 6 | 1 月 | 16,750円 |
| シェアオフィス | 1 月 | 8,000円 |
| 研究室 1 | 1 月 | 80,000円 |
| 研究室 2 | 1 月 | 40,000円 |
| 研究室 3 | 1 月 | 62,500円 |
| 研究室 4 | 1 月 | 61,100円 |

2 オフィス等の使用の承認に係る期間の初日又は末日の属する月の使用の期間が1月に満たない場合における当該初日又は末日の属する月の分の使用料の額は、市長が別に定める場合を除き、日割りにより計算する。

摘要

- この表の各項の規定による額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第14条関係）

多目的室等の使用料

1 基本使用料

| 使用時間区分 区分 | 午前 (午前9時から 正午まで) | 午後 (午後1時から 午後5時まで) | 夜間 (午後6時から 午後9時まで) | 全日 (午前9時から 午後9時まで) |
|--------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 多目的室 1 | 2,150円 | 2,880円 | 2,150円 | 7,180円 |
| 多目的室 2 | 2,150円 | 2,880円 | 2,150円 | 7,180円 |
| 調理室 | 2,120円 | 2,830円 | 2,120円 | 7,070円 |

2 超過時間の使用料は、1時間につき直前の使用時間区分（午前9時前は、午前の区分）における前項による額の3割に相当する額とする。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、当該端数は、1時間とみなす。

摘要

- 1 この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 2 前項の使用料の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第4号

金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 動物の適正な飼養（第9条—第12条）

第3章 市民と動物が共生する社会の推進に関する基本的な施策等（第13条—第16条）

第4章 動物の引取り、収容等（第17条—第20条）

第5章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民と動物が共生する社会の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主及び動物取扱業者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）に基づく施策その他の市民と動物が共生する社会の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって市民と動物が幸せに暮らす社会の実現に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するものを除く。）のうち、人が飼養し、若しくは保管し、又は給餌するものをいう。

(3) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者）をいう。

(4) 動物取扱業者 法第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。

(5) 終生飼養 動物がその命を終えるまで適切に飼養することをいう。

(6) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。

（基本理念）

第3条 市民と動物が共生する社会の推進は、動物は命あるものであり、その命は尊ぶべきものであるとともに、動物が社会において欠かすことのできないもので、飼い主にとって家族の一員であるという認識の下に行われなければならない。

2 市民と動物が共生する社会の推進は、動物に関する考え方、価値観等が多様であることを理解し、それらの違いに十分配慮して行われなければならない。

3 市民と動物が共生する社会の推進は、動物の生態、習性、生理、疾病等についての正しい知識の普及及び公衆衛生の確保のための方策が必要であるとの認識の下に行われなければならない。

4 市民と動物が共生する社会の推進は、子どもの豊かな情操を育てることに資するとの認識の下に行われなければならない。

5 市民と動物が共生する社会の推進は、市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主及び動物取扱業者の相互の理解と連携の下、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民と動物が共生する社会の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民、飼い主になろうとする者、飼い主及び動物取扱業者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、動物を飼養し、又は保管しているかどうかにかかわらず、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、市が実施する市民と動物が共生する社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主（動物を保管する者を除く。次条第3項において同じ。）になろうとする者は、基本理念にのっとり、動物の飼養に先立ち、飼養しようとする動物の生態、習性、生理、疾病等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について考慮し、当該動物がその一生を終えるまで飼養する責務を果たす上で支障が生じないよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、基本理念にのっとり、飼い主としての責任を自覚し、飼養し、又は保管する動物の生態、習性、生理、疾病等について理解するとともに、愛情をもって動物を適正に飼養し、又は保管しなければならない。

2 飼い主は、基本理念にのっとり、動物の飼養又は保管に当たっては、近隣住民の理解を得るよう心掛け、周辺的生活環境や自然環境に配慮しなければならない。

3 飼い主は、基本理念にのっとり、動物の終生飼養に努めるとともに、やむを得ずその動物の飼養が困難となった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(動物取扱業者の責務)

第8条 動物取扱業者は、基本理念にのっとり、飼養し、又は保管する動物の健康及び安全の保持及び向上に努めるとともに、動物を販売し、又は譲り渡そうとする場合には、購入者又は譲受人に適正な飼養保管方法を説明し、理解させるように努めなければならない。

2 動物取扱業者は、基本理念にのっとり、動物を販売し、又は譲り渡そうとする場合には、購入者又は譲受人に対して終生飼養を促すとともに、当該購入者又は譲受人において終生飼養が困難であると認められるときは、動物を販売し、又は譲り渡さないよう努めなければならない。

3 動物取扱業者は、基本理念にのっとり、市が実施する市民と動物が共生する社会の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 動物の適正な飼養

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて、適正に餌及び水を与えること。

(2) 疾病及びけがの予防等、動物の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物については、獣医師による診療を受けさせる等、速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 適正な飼養又は保管のために必要があるときは、動物の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設けるとともに、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境の確保を図ること。

(4) 動物の排せつ物等を適正に処理することにより、飼養施設の内外を常に清潔に保ち、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること。

(5) 動物が公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないようにすること。

(6) 動物の異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、他人に迷惑をかけることがないようにすること。

(7) 飼養又は保管をする動物の数は、適正な飼養又は保管を行うための環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理をすることが可能な数とすること。

(8) 飼養又は保管をする動物がみだりに繁殖し、適切な飼育環境及び終生飼養の確保又は新たな飼い主を見つけることが困難となるおそれがあると認めるときは、その生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講ずること。

(9) 人と動物の共通感染症について正しい知識を持ち、感染の予防に努めること。

(10) 動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるとともに、逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容すること。

(11) 動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養又は保管をすること。

(12) 災害時における動物の適正な飼養又は保管のための準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には、自らの安全を確保した上で、当該動物の健康及び安全の保持並びに当該動物による事故の防止に努めること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第10条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（犬を保管する者にあつては、第5号を除く。）を遵守しなければならない。

- (1) 犬を係留しておくこと。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
- (2) 犬の種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- (3) 犬の行動を管理できるよう適切なしつけを行うこと。
- (4) 犬を飼養施設の敷地外に連れ出すときは、ふんを回収するための容器等を携行するとともに、犬がふんをしたときは、直ちにこれを回収して持ち帰り、適切に処理すること。
- (5) マイクロチップ、首輪、名札等の装着により、犬が自己の所有に係るものであることを明らかにすること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第11条 猫の飼い主は、第9条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（猫を保管する者にあつては、第3号を除く。）を遵守しなければならない。

- (1) 猫の健康と安全を保持し、及び周辺的生活環境を保全するため、猫を常時屋内で飼養し、又は保管するよう努めること。
- (2) 猫に排便等の適切なしつけを行うこと。
- (3) マイクロチップ、首輪、名札等の装着により、猫が自己の所有に係るものであることを明らかにすること。

(飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項)

第12条 飼い主のいない猫に給餌を行う者は、次に掲げるところにより当該猫を適正に管理することとし、周辺的生活環境の保全に支障が生じるような給餌を行ってはならない。

- (1) 給餌及び給水の管理を行うとともに、猫のふん等を処理するよう努めること。
- (2) 生殖を不能にする手術等により、繁殖を防止するよう努めること。
- (3) 周辺地域の住民等の理解を得るよう努めること。

第3章 市民と動物が共生する社会の推進に関する基本的な施策等

(基本施策)

第13条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民等と協働して行う動物の愛護及び管理に係る取組に関すること。
- (2) 市民に対する動物の愛護並びに適正な飼養及び保管についての教育並びに意識の啓発に関すること。
- (3) 市民と動物が共生する社会の推進に関する環境の整備に関すること。
- (4) 市が収容した犬及び猫の譲渡の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民と動物が共生する社会の推進に必要と認められる施策

(国等との連携)

第14条 市は、前条各号に掲げる施策その他の市民と動物が共生する社会の推進に関する施策を効果的に実施するため、国、石川県、他の地方公共団体、関係団体等との連携を図るよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第15条 市長は、動物の健康若しくは安全を保持し、又は動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、飼い主等に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、多数の犬又は猫を飼養し、又は保管する者として規則で定める者に対し、当該犬又は猫の飼養施設の構造及び飼養の方法について必要な指導及び助言を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、市長は、飼い主のいない猫に給餌を行う者その他の者に対し、飼い主のいない猫の生殖を不能にする手術、適切な給餌等に関する必要な指導及び助言を行うことができる。

(支援)

第16条 市長は、飼い主のいない猫の繁殖の制限その他市民と動物が共生する社会の推進に関し必要があると認めるときは、市民に対し、技術的な支援をし、又は予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

第4章 動物の引取り、収容等

(犬及び猫の引取り)

第17条 市長は、法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合には、当該所有者に対し、継続して飼養することができない理由について確認するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、市長は、当該所有者に対し、飼養を放棄せず、終生飼養をすることを求めるものとする。

2 市長は、法第35条第1項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、法第37条第1項に規定する生殖を不能にする手術その他の措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 市長は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により犬又は猫を引き取る場合には、日時及び場所の指定その他これらを引き取るために必要な指示をすることができる。

4 市長は、犬若しくは猫の引取りをその所有者から求められた場合又は所有者の判明しない犬若しくは猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合であって、動物取扱業者から引取りを求められた場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として規則で定める場合には、法第35条第1項ただし書（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、その引取りを拒否することができる。

(疾病にかかり、又は負傷した犬又は猫に対する措置)

第18条 市長は、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬又は猫を発見した者から通報があった場合であって、その所有者が判明しないときは、法第36条第2項の規定によりこれを収容するものとする。

2 市長は、前項の規定により犬又は猫を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前項の規定は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により犬又は猫を引き取った場合に準用する。

(公示等)

第19条 市長は、法第35条第3項の規定により犬若しくは猫を引き取り、又は法第36条第2項の規定により犬若しくは猫を収容したときは、その所有者が判明しているものにあつては当該所有者に引き取るべき旨を通知し、所有者が判明していないものにあつてはその種類、収容の日時及び場所その他必要な事項を規則で定めるところにより2日間公示するものとする。

2 犬又は猫の所有者は、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があつた場合にあつては当該公示期間満了後1日以内にその犬又は猫を引き取らなければならない。

3 市長は、犬又は猫の所有者が前項の期間内にその犬又は猫を引き取らないときは、次条第1項の規定による飼養を希望する者への譲渡その他の措置をとることができる。ただし、当該所有者からやむを得ない理由により、前項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があつたときは、その申し出た期間が経過するまでは、当該措置をとることができない。

(犬及び猫の譲渡)

第20条 市長は、法第35条第1項本文の規定によりその所有者から引き取った犬若しくは猫又は前条第3項の規定による所有者の引取りがない犬若しくは猫を、その飼養を希望する者で適正に飼養できるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を市長に申し出なければならない。

第5章 雑則

(動物愛護管理員)

第21条 法第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 金沢市動物愛護管理員の設置に関する条例(令和2年条例第2号)は、廃止する。

金沢市学校給食費条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第5号

金沢市学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき本市が実施する学校給食に伴う学校給食費等の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他のものをいう。
- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。
（学校給食費等の徴収）

第3条 市長は、保護者から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

- 2 学校給食費及び教職員等給食費の額、徴収方法及び納期限は、規則で定める。
（学校給食費の減免）

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。
（遅延損害金）

第5条 市長は、保護者又は教職員等が納期限後に学校給食費又は教職員等給食費を納付する場合には、当該学校給食費又は教職員等給食費の額に、その納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、法定利率で計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その確定金額の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による学校給食費の遅延損害金を減免することができる。
（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年1月1日以後に実施される学校給食に係る学校給食費及び教職員等給食費について適用する。ただし、同日から同年3月31日までの間は、次に掲げる共同調理場（金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）第2条に規定する共同調理場をいう。）により実施される学校給食に係る学校給食費及び教職員等給食費については、この条例の規定は、適用しない。
 - (1) 金沢市学校給食森本共同調理場
 - (2) 金沢市学校給食小立野共同調理場
 - (3) 金沢市学校給食泉野共同調理場
 - (4) 金沢市学校給食西部共同調理場
 - (5) 金沢市学校給食北部共同調理場
 - (6) 金沢市学校給食東部共同調理場

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第6号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 福祉健康局

(8) こども未来局

第2条第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同条第2号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 情報化に関する事項

第2条第7号中「福祉局」を「福祉健康局」に改め、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 保健衛生及び健康増進に関する事項

第2条第7号に次のように加える。

エ 医療保険に関する事項

第2条第8号を次のように改める。

(8) こども未来局

ア 子ども・子育て支援に関する事項

イ 青少年の育成に関する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第7号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（郵便料の負担）

第9条 第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により申請等が行われた場合には、当該申請等に基づいて交付する書面等の送付に係る郵便料のうち市長（管理者の権限に属する事務に係るものにあつては、当該管理者）が別に定めるものについては、他の条例等の規定にかかわらず、本市の負担とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第8号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,821人」を「1,824人」に、「354人」を「349人」に、「426人」を「428人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数のほかに置くことができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられた職員

(2) 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職者とされた職員

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(4) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年条例第2号）第2条の規定により任命権者の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(5) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第37号）第2条の規定により任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

第2条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる職員が復職し、又は復帰した場合において、職員数が第1項に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、当該定数のほかに置くことができる。

第4条中「第2条各号に掲げる」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第5条を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)3月22日 印刷
令和3年(2021年)3月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄